

## 国民生活の実態調査（グループインタビュー調査）について

最高裁判所は、国民の負担に配慮した選任手続の運用の実現に向け、平成19年度に続き、全国規模の国民生活の実態調査（グループインタビュー）を実施し、この度、報告書を取りまとめた。また、これに加え、より高い検索性・操作性を目指して電磁的なデータベースを構築した。

### 1 調査の概要

国民の負担に配慮した選任手続の構築と運用の確立は、裁判員制度の円滑な実施をする上で不可欠。最高裁判所は、平成19年6月に裁判員の参加する刑事裁判に関する規則を制定し、上記趣旨に沿った選任手続の枠組みを構築した。今後は、その枠組みを踏まえ、国民の社会経済生活の事情に沿って適切かつ柔軟に、できる限り前倒して裁判員候補者の辞退事由を判断する運用を確立することが重点課題となる。

本調査は、このような辞退事由の判断の運用を実現するための参考資料の充実を目的として、平成19年度に引き続いて実施したもの。

具体的には、業種、職種、地域、ライフスタイル等の観点に着目して新たに60グループを組成した上、全国レベルでグループインタビュー方式による調査（原則として1グループ6名）を実施し、これらの多様なグループに関する仕事、ライフスタイルや障害事由の実情について情報を収集し、それを整理・分析した。

全国の裁判所では、上記のような辞退事由の判断の運用を実現するため、企業・団体等を訪問し、裁判員裁判への参加の障害になる事情等を聴取したり、市民の参加を得て模擬選任手続を実施するなどの取組を行ってきたところ。本調査の結果を、こうした全国の裁判所における取組の成果と重畳的に活用することで、より適切な運用の確立が可能に。

グループインタビューとは、司会者が、共通ないし類似する属性（例えば、職業、居住地域等）を持つ複数名の対象者を相手に、座談会形式で話し合いをする調査方法であり、出席者同士が相互に影響を及ぼしあうため、個人面接の場合と比べて広範囲な情報を得ることや、グループで討議することにより議論を深められること、グループでの共通見解を把握すること等ができ、正確で深みのある結果を得ることができるとされている。

### 2 本調査の成果物

平成19年度及び平成20年度の調査結果を統合・総括して、報告書(紙媒体)を作成するとともに、利用者である裁判官等の利便性を考慮し、高い検索性・操作性を備えた電磁的なデータベースを構築した。

上記報告書及びデータベースの内容は、基本的には同一であるが、データベースについては、参考資料の一元化を図り、利便性を高めるべく、各庁においてデータを追記することができる仕様としている(追加データについても、初期データと同様に検索可能)。

### 3 調査結果の概要

本調査の結果、幅広い国民層(平成19年度及び平成20年度分をあわせて187グループ)の社会経済生活や障害事由の実情が把握された。

把握された実情については、グループごとに整理・分析するとともに(平成20年度報告書第2分冊)、これを全体的に俯瞰し、障害事由の類型別に「参加困難度」(辞退の許否を左右する考慮要素)を左右する主要な要素・要因を整理・分析したほか、複数のグループで共通して把握された主な障害事由を、「時系列」と「参加困難度」の2つの観点から分析した(同第1分冊12～47ページ。以下「総論」という。)

「参加困難度」を左右する主要な要素・要因の分析については、本調査で把握された、「事業における用務」(裁判員法16条8号八)、「疾病・傷害」(同イ)、「育児・介護」(同ロ、辞退政令2号、3号)、「社会生活上の用務」(裁判員法16条8号二)、「本人の経済的不利益」(辞退政令6号)の5つの類型の障害事由について行った(同第1分冊17～32ページ)。

このうち「事業における用務」を例にとると、職務従事予定期間中の「代替性」及び事業への「影響」が参加困難度を左右する重要な要素となると分析した上、「代替性」の有無・程度を左右する主たる要因として、「担当業務の権限の広さ・深さ」、「業務遂行の体制」、「求められる専門性」、「求められる本人性」、「代替者にかかるコスト」、「繁忙時期との関係性」が、「影響」の有無・程度を左右する主な要因として「需要の集中する時期があるか」、「顧客との関係性・競争環境」、「法令遵守違反の可能性・リスク」、「業務のやり直しの可能性」、「問題発生時の影響の大きさ」が抽出されたとの分析をした。

複数のグループで共通して把握された主な障害事由の整理・分析については、業種・職種横断的に共通して把握された特徴的な障害事由や、業種・職種ごとに共通して把握された特徴的な障害事由等を整理するとともに、それ

ぞれの障害事由につき「参加困難度」を左右する主たる要因等を分析した（同第1分冊33～45ページ）。

例えば、技術・技能職について共通して把握された典型的な障害事由としては、学会、研修・講習会、資格試験、納期、受注・生産集中/業務集中といったものが挙げられるとして、これらの障害事由につき、「時系列」及び「参加困難度」の2つの観点から分析した。

#### 4 調査結果の活用方法

本調査の成果物については、裁判員候補者から辞退の申立てがなされた場合に、必要に応じ（例えば、質問票に記載された辞退を希望する事情が十分でなく、同記載だけでは辞退判断が難しい場合等）、グループ別とりまとめ中の関連情報を検索・参照するなどして、辞退事由判断の参考資料として活用するほか、選任手続期日において、的確な質問をするための資料として活用することを想定している。また、「総論」部分（特に、参加困難度を左右する主たる要素・要因の分析や障害事由の「時系列」・「参加困難度」による整理・分析部分等）については、辞退事由に係る判断の枠組み作りや考慮要素等の検討に当たり、参考にすることを想定している。

なお、本調査の成果物は、あくまで多様な国民層の社会経済生活等の実相に沿った適切かつ柔軟な辞退事由の判断のための参考資料であり、それ自体が辞退事由の判断に関するガイドラインやマニュアルのような性質を有するものではない。